

VI 金銭関係(金銭の貸借証文など) 55件55点							
No	年 代 (年・月・日)	名 称 (表 題)	差 出(作成者)	受 取	形態	法量 (縦×横cm)	備 考
1	宝暦2(1752)・12・?	銀子借用証文(覚)	大正寺屋徳右衛門	高岡・釜屋久右衛門	切紙	22.6×18.2	シミ。1貫200文を借用し、年に100文ずつ返済。
2	宝暦6(1756)・12・18	銭借用証文(覚)	泊 高岡屋九兵衛	高岡かな町・釜屋久右衛門	切紙	24.0×16.8	鍋代60貫文を来年10月切で利息ともに返済。
3	宝暦6(1756)・12・26	銭借用証文(覚)	生地 与次右衛門	釜屋久右衛門	竪紙	24.1×35.5	シミ。2件(丁銭35貫文を10月切で返済。同日付で米2石代の6貫文を正月切で借用。利子は共に1分5厘)
4	宝暦7(1757)・9・?	借用銭返済不能につき五年季にて返済証文(覚)	釜屋久兵衛	釜屋久右衛門	継紙	23.0×46.3	後欠。上記史料と同内容。借金残額の20貫文を御会所の断りにより5年季(年11貫106文)で返済する旨。奥書の途中で欠。
5	宝暦7(1757)・12・23	銭借用証文(覚)	生地 田中屋口次右衛門	高岡・久右衛門	切紙	24.3×17.3	シミ。丁銭35貫文を1分5厘の利息で来10月切で返済。
6	宝暦8(1758)・12・23	銭借用証文(覚)	三日市 弥三兵衛、 受人 善七	釜屋久右衛門	切紙	22.7×18.5	シミ、ヤブレ。丁銭2貫52文を来年5月切で返済。
7	宝暦9(1759)・12・1	銭借用証文(借用申銭之事)	内免 さの屋宗右衛門	釜屋久右衛門	切紙	22.5×16.2	シミ、ヤブレ。11貫文を月1文5分の利息で来年11月晦日までに返済。
8	明和6(1769)・12・?	銭借用証文(借用仕申銭之事)	借人 東江上村 浄泉寺、 請人 称念寺	高岡・釜屋久右衛門	切紙	24.0×17.5	「Ⅱ-23」と関連。1年間に40貫文(利子1分5厘)を借用。浄泉寺(本願寺派)は上市町東江上299に所在。
9	明和7(1770)・2・6	御息女仕立祝儀につき銭受取証文(覚)	座宿 都見都、取次 浅野都	釜屋久右衛門	切紙	25.0×16.0	虫損。鳥目1貫600文。
10	明和7(1770)・12・5	両親法要につき銭受取証文(覚)	座宿 都見都、取次 政伝	釜屋久右衛門	継紙	24.1×18.8	御袋様13回忌・御親父様17回忌。鳥目1貫300文。
11	明和9(1772)・9・6	婚礼・元服祝儀受取証文	座宿 都見都、取次 左世都	釜屋久右衛門	切紙	24.1×21.1	少虫。御子息元服・婚礼の祝い。鳥目5貫500文。
12	安永2(1773)・4・25	両親法要につき銭受取証文(覚)	座宿 都見都、取次 佐代都	釜屋久右衛門	切紙	24.1×16.0	少虫。鳥目1貫300文。
13	安永5(1776)・1・14	両親法要につき銭受取証文(覚)	座宿 城清、取次 佐世一	釜屋久右衛門	切紙	24.5×21.5	少虫。鳥目2貫400文。
14	安永9(1780)・12・29	法要・元服につき銭受取証文	座宿 城清、取次 日三都	釜屋久右衛門	切紙	24.2×22.5	虫損。鳥目5貫600文。
15	天明7(1787)・10・25	祝儀銭受取証文(覚)	座宿 城清、取次 弥三都	釜屋久右衛門	切紙	23.9×20.7	少虫。子息上下着・息女仕立のため。鳥目2貫500文。
16	天明8(1788)・11・10	御内所様法要につき銭受取証文(覚)	座宿 城清、取次 弥三都	釜屋町久右衛門	切紙	24.2×14.2	35日～7回忌まで鳥目2貫200文。
17	寛政4(1792)・12・20	銀借用証文(覚)	梅染屋源三郎	釜屋久右衛門	切紙	21.8×15.4	文丁銀300目を来年5月までに元利共に返済。

18	寛政6(1794)・6・17	銭借用証文(覚)	利兵衛、他4名	高岡・高守久右衛門	切紙	24.2×23.6	シミ。11貫文を7月10日切に返済。
19	寛政7(1795)・11・?	借用銭返済方法取決証文(証文事)	泉村 明泉寺	金や・久右衛門	切紙	23.9×23.0	シミ、ヤブレ。40貫文のうち30貫文を返済し、来年6月晦日までに残りを返済。明泉寺(本願寺派)は氷見市泉1705に所在。「Ⅱ-19～21」に関連。
20	寛政9(1797)・7・7	銀借用証文(覚)	泉村 明泉寺	釜屋久右衛門	竪紙	23.9×34.9	シミ。鐘不足銭分の文丁銀100目を来年6月までに返済。上記関連。「Ⅱ-19～21」に関連。
21	寛政10(1798)・12・?	銭借用証文(覚)	四日市村 浄明寺、他2名	金屋与四兵衛	切紙	24.4×24.9	シミ。銭90貫文を来年3月切に返済。浄明寺(本願寺派)は高岡市四日市370に所在。
22	寛政11(1799)・12・?	親子永代祠堂御上ヶにつき銭受取証文(覚)	最勝寺	組合衆中、一家衆中	竪紙	23.8×34.1	シミ、ヤブレ。浅井屋伝左衛門家名退転につき。年忌・月忌は勤める。丁銭で38貫174文。最勝寺(大谷派)は高岡市金屋町4-15。
23	文化5(1808)・9・3	子息・息女祝儀受取証文(覚)	座宿 惣仲間	釜屋町・久右衛門	切紙	24.3×20.9	鳥目3貫500文。
24	文化5(1808)・12・?	銭借用証文(覚)		釜屋久之助	切紙	23.9×17.4	ヤブレ(左下大きくヤブレ→意図的か?、シミ。丁銭で5貫文。「古註文かし方」の付箋で綴り
25	文化5(1808)・12・?	年代直し銭支払証文(覚)	油町 小左衛門	釜久右衛門	切紙	24.0×23.7	虫損。年1貫750文を5年間。
26	文化7(1810)・?・21	法要などにつき銭受取証文(覚)	願化 多主都	釜屋久右衛門	竪紙	24.1×35.2	「門生人様・ぢい様・ばゝ様」などの法要。鳥目2貫700文。端裏ウハ書(逆)「座頭」。
27	文化7(1810)・12・?	銭借用証文(覚)	内免 宗右衛門、受人 平兵衛	釜屋久右衛門	切紙	24.1×17.0	シミ。丁銭4貫文を来年6月切に元利ともに返済。
28	文化7(1810)・12・28	法会・祝儀なおし銭受取証文(覚)	悲人頭 小八郎	釜屋町・久右衛門	切紙	21.0×29.1	少虫、シミ。高祖聖人五百五回忌御法会など計11種。1貫600文。
29	文化12(1815)・12・?	銭借用証文(覚)	悲人頭 小八郎	釜屋久右衛門	切紙	24.0×19.9	少虫。1貫650文を3年期。
30	文化13(1816)・7・13	父親法要につき銭受取証文(覚)	座宿 口口都、取次 両せつ	釜屋久右衛門	切紙	23.9×18.5	35～50回忌。2貫100文。
31	文化14(1817)・1・19	銭借用証文(覚)	能州徳前村 次左衛門、請人 善右衛門	釜屋久右衛門	切紙	23.9×21.0	シミ、ヤブレ。鍋代銭不足として35貫777文を借用し、頼母子当り次第に返済する。能州徳前村は現鹿島郡中能登町
32	文化14(1817)・1・19	銭借用証文(覚)	能州徳前村 次郎助	釜屋久右衛門	切紙	24.0×19.5	シミ。鍋代銭不足の5貫文の半分を今年の10月迄に残りを来年中に返済。
33	文化14(1817)・1・19	銭借用証文写(覚)	能州徳前村 次郎助	高岡 釜屋久右衛門	切紙	24.2×15.8	シミ、ヤブレ。5貫文。
34	文政4(1821)・5・4	両親法事なし賃受取証文(覚)	悲人頭 長四郎	久右衛門	切紙	24.0×20.4	少虫。1貫500文。

35	文政11(1828)・10・2	養子婚礼祝儀受取証文(覚)	高岡座宿 城岩	釜屋 久右衛門	切紙	24.2×17.6	少虫。南鐐1片(南鐐2朱銀1枚のこと)
36	文政12(1829)・5・10	片原町ちり悲人共たらせ錢借用証文(覚)	悲人頭 小左衛門	久右衛門	切紙	23.9×21.3	1貫文。
37	文政12(1829)・5・29	法要につき錢借用証文(借用申所実正ニ御座候)	悲人頭 甚四郎	金屋町 久右衛門	竪紙	24.1×28.3	虫損。7日～50回忌までの13回。30(3貫10文?)文。
38	文政13(1830)・5・17	親父法要につき銀受取証文(覚)	高岡座宿 城岩	釜屋久右衛門	切紙	24.4×17.5	3～33回忌。35匁と目違分75文、他に200文。
39	天保7(1836)・7・13	名跡等の錢預かり証文(覚)	頭川村 常情寺	釜屋町 久右衛門	竪紙	24.0×35.6	シミ、ヤブレ。頭川屋長兵衛病死につき、久右衛門から5貫300文受取。長兵衛日雇錢残り6貫800文を預かり。常情寺(大谷派)高岡市頭川2717に所在。
40	嘉永3(1850)・2・3	祝儀金受取証文(覚)	当番座組頭並 城鶴、取次 城総	釜屋久右衛門	切紙	24.1×17.5	子息元服婚礼袴着、息女の仕立として印紙38匁、鳥目100文。
41	文久4(1864)・6・?	錢借用依頼証文(覚)	油町 長四郎	釜屋久右衛門	切紙	24.3×26.8	少虫。750文を5年間で返済。文久は4年2月20日に元治に改元された。
42	?(子)・10・2	錢借用証文(覚)	悲人頭 小左衛門	久右衛門	切紙	24.0×17.1	700文を仲間なおし賃等に。
43	?(子)・12・25	錢借用証文(覚)	麻地屋新左衛門	釜屋久右衛門	切紙	22.4×16.9	シミ、ヤブレ。鋤代の残り10貫文を借用。
44	?(卯)・6・6	錢借用証文(覚)	浦上村 伝兵衛	高岡釜屋久右衛門	切紙	24.1×15.7	シミ、ヤブレ。7貫文を当10月切に元利共に返済。浦上村は能登鳳至郡(現・輪島市浦上)にあった村か?
45	?(巳)・4・16	善導明神堂永代引請として金品受取証文(覚)	油町 嶋屋善口	釜屋久右衛門	切紙	14.9×17.5	虫損。印紙16匁、酒1升。
46	?(巳)・7・13	錢借用証文(覚)	鍋屋長左衛門	釜屋久右衛門	半切紙	15.2×21.3	シミ。宿紙。鍋代不足分65貫997文を1年4貫文ずつ返済。
47	?(午)・12・5	銀子借用証文(覚)	魚津 大正屋徳右衛門	高岡 釜屋久右衛門	切紙	22.5×18.3	シミ。文丁銀300目を当秋10月迄に返済。
48	?(未)・2・14	油屋清治郎御越打上祝儀受取証文(覚)	座宿 多々都	釜屋久右衛門	切紙	24.0×23.6	少虫。鳥目2貫文。
49	?(未)・3・?	金受取証文(覚)	油町 氷見屋小左衛門	釜屋久右衛門	切紙	24.1×19.4	金2朱を5ヶ年で直し。
50	?(未)・9・?(晦日)	錢借用証文(覚)	泊り高岡屋九兵衛	高岡 釜屋久右衛門	切紙	24.0×20.6	シミ。70貫文を10年季、231貫を5年季で借用
51	?(酉)・2・?(晦日)	子息元服婚礼につき祝儀錢受取証文(覚)	座宿 城岩(留?)	釜屋久右衛門	切紙	24.3×24.5	鳥目5貫文。
52	?(戌)・4・15	錢借用証文(覚)	油町 しみ(氷見)屋小左衛門		切紙	24.0×25.4	虫損、ヤブレ。400文を紙仲間共へ50年季。

53	?-5・10	婚礼祝儀印紙受取証文(覚)	当番座組頭 城鶴	釜屋久右衛門	切紙	24.0×17.5	少虫。御子息様2度目・御息女様遠所よりお越し。御仕立祝い。印紙12匁。
54	?-?-?	錢受取証綴	かぢや長九郎、 山崎屋吉左衛門など	釜屋久右衛門	半切紙 7枚綴	(大きさ不同)	鍛冶屋からの釘・作料などの代金証文など1枚ずつ内容は異なる。
55	?-?-?	錢受取証綴	弥口(早?)	釜屋久右衛門	半切紙 2枚綴	(大きさ不同)	1枚は宿紙。内容は異なる。